

入 札 説 明 書

令和7年2月28日付けで公告した不用物品（古紙）の売払いに係る制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 古紙
- (2) 予定数量 年間 181,000 kg
- (3) 規 格 等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 契約方法 古紙1 kg当たりの単価契約
- (6) 引渡方法等 仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 古物商許可証又は一般廃棄物処理業（収集運搬）許可証を有する者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出書類

- (ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
- (イ) 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (ウ) 古物商許可証又は一般廃棄物処理業（収集運搬）許可証の写し

イ 提出期限 令和7年3月10日 12時00分

ウ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

エ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のウに定める場所に同じ。
- (2) 契約条項等を示す期間 令和7年2月28日から同年3月14日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を持参、郵便又はファクシミリにより提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

- (1) 提出期限 令和7年3月7日 12時00分
- (2) 提出場所 3の(2)のウに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- (1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 日時 令和7年3月17日 13時30分
- (2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

- (ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書
- (イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（参考様式参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunsho.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

- (ア) 入札年月日
- (イ) あて名は、「青森県知事」とする。
- (ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）
- (エ) 入札金額（1kg当たり単価：税込（税率10%））
- (オ) 品名

エ 入札金額の記載方法

入札書に記載する金額は、古紙 1 kg 当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税（税率 10 %）相当分を含めた金額（小数点第 3 位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3 回を限度とし、不調の場合は最高の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2 回目の入札において、落札者がなく、かつ、1 者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その 1 者との随意契約によるものとする。

ク 1 回目又は 2 回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最高入札額と同額又はこれを下回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 予定価格以上であり、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

（1）契約書（案） 別紙のとおり

（2）契約保証金 免除する。

（3）契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から 7 日以内に契約を締結する。

（4）落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が 3 の（1）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担 当 主事 斎藤 麻美

電 話 0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 9 8

ファックス 0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 1 9

仕 様 書

この仕様書は、青森県庁から排出された古紙の売払いにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 古紙の種類

- ア 古新聞類 古新聞紙
- イ ミックス系古紙 雑誌、チラシ、書籍、包装紙、封筒、紙袋等
- ウ ダンボール 古ダンボール類
- エ 上質系古紙 コピー用紙（再生紙）、コンピュータ用紙

2 予定数量 1 8 1 , 0 0 0 k g

なお、古紙の種類の種類による割合は概ね以下のとおり。

古新聞類	ミックス系	ダンボール	上質系(コピー用紙等)
16.5%	62.9%	6.2%	14.4%

3 古紙の引渡し場所（別紙見取図参照）

青森市新町二丁目4番30号 青森県庁北棟（庁舎北側搬出口）
（ただし、庁舎管理上の理由により、引渡し場所を変更する場合がある。）

4 古紙の引渡し期限

引渡しは原則として週2回、開庁日の業務時間内とする（別途協議）。

ただし、古紙の排出量が多い時期には、別途古紙の引取り日時を指定する場合があるので、指定した日時までに引取りを行うこと。

5 古紙の引渡し方法

古紙は、県庁内で上記1「古紙の種類」ごとに分別され、それぞれ紙紐で縛ったものを引き渡す。

6 古紙の引渡し量の計量及び報告

(1) 引取った古紙については、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量することとし、「古紙の種類」ごとの重量及び総重量を明記した計量書等を作成すること。

(2) 古紙を引取り重量を計量したときは、その事実を証明するため、同日中に受領書又は計量書等の写しを出納局会計管理課物品調達グループ担当者までファクシミリ送信（FAX 017-734-8019）にて報告し、原本は1月分をまとめて、引取りを行った翌月の10日までに提出すること。

7 古紙の売払い代金の納入方法

上記6(2)の計量書等の確認後、売払い代金を請求するので、指定された納入期限までに納入通知書により納入すること。

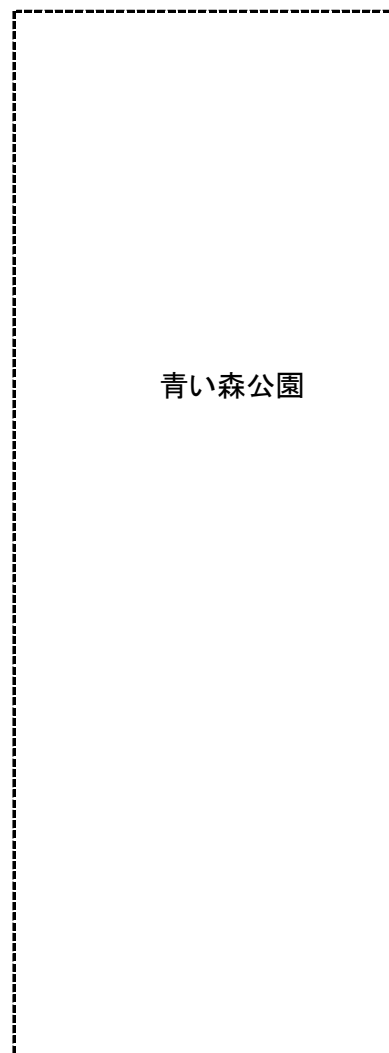
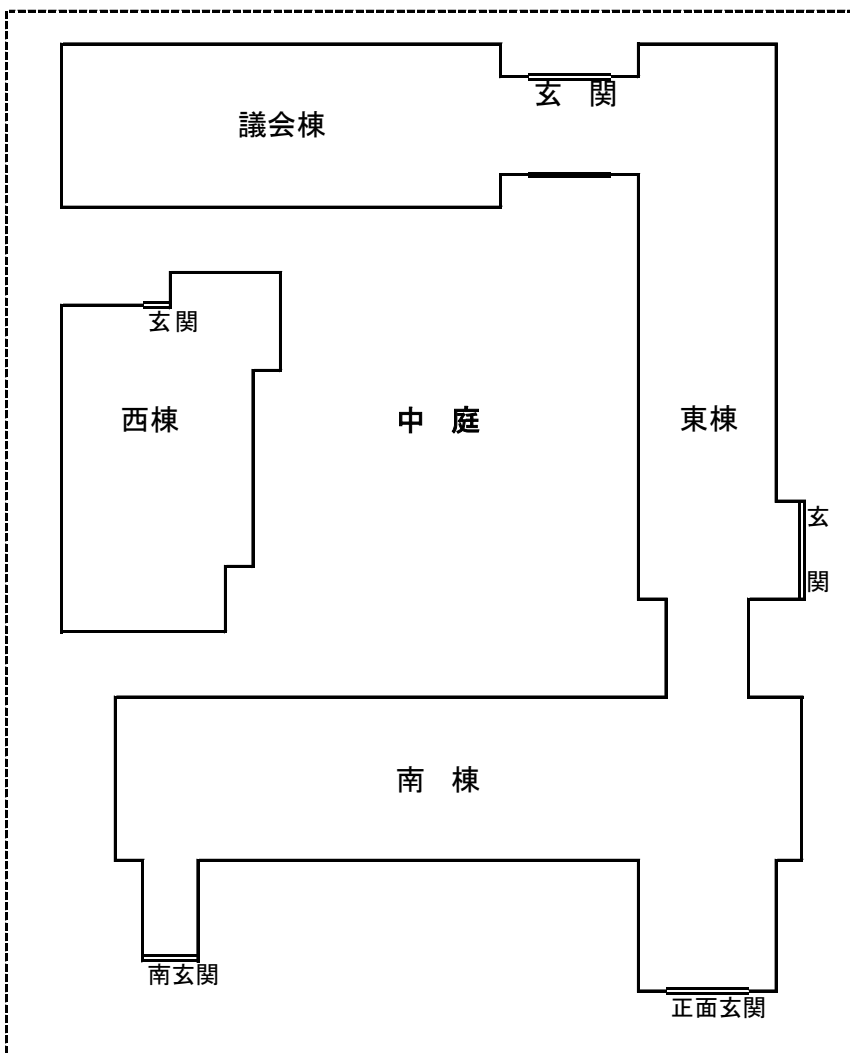
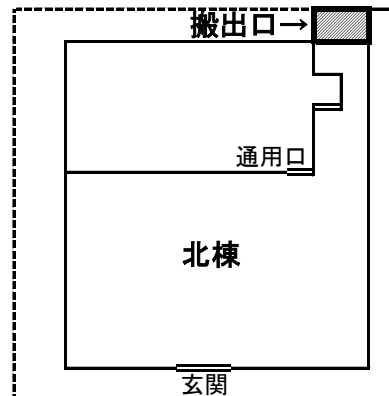
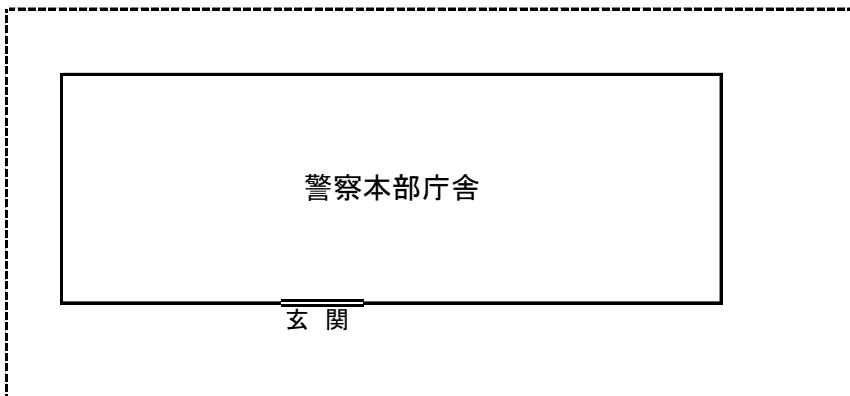
8 その他

- (1) 契約書に定める個人情報の保護に関する特記事項の遵守に留意すること。
- (2) この業務の処理状況について、報告又は県職員の立会い検査を求めたときは、これに応じること。
- (3) 本仕様書で定めた事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、両者で協議して定めること。

仕様書最終確認
担当者 会計管理課 物品調達グループ 主事 斎藤 麻美
連絡先 017-734-9098

古紙搬出口見取図

海側



国道

山側

古紙の引渡場所

青森市新町二丁目4番30号 青森県庁北棟(庁舎北側搬出口)
(ただし、庁舎管理上の理由により、引渡し場所を変更する場合がある。)

物 品 売 買 契 約 書

売主 青森市長島一丁目1番1号
青 森 県

買主

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり契約を締結した。

(売買物品及び単価)

第1条 売主は、次表に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を同表単価欄に定める単価で買主に売り渡し、買主は、これを買受けることを約した。

品 名	規 格	単 位	単 価	摘 要
古 紙	古新聞類 ミックス系古紙 ダンボール 上質系古紙	1 kg当たり	円	・消費税及び地方消費税の額を含む。 ・その他必要事項は別紙仕様書のとおり。

(引渡期間)

第2条 引渡期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(売買物品の引取り)

第3条 買主は、売主の指定する引渡場所において、引渡期限までに売買物品の引取りを行うものとする。

2 買主は、売買物品を引取りしようとするときは、当該物品の重量を計量後にただちに売主に報告するとともに、前月分の計量を証明する書類を翌月10日までに売主に提出しなければならない。

(計量に関する費用の負担)

第4条 買主は、売買物品の計量に要する費用を負担しなければならない。

(代金の納入)

第5条 買主は、売主の発する納入通知書により、各月ごとに前月分の引取り数量に1kg 当たり単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を納入しなければならない。

2 買主は、前項の納入通知書に定める期限までに売買代金を納付しなかった場合は、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金に年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として売主に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(単価の変更)

第6条 売主又は買主は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

(契約の解除)

第7条 売主は、買主が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 引取期限までに引取りしなかった場合、又は引取りする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行について不正の行為があったとき。

- (3) 第5条第1項の納入通知書に定める期限までに売買代金を納付しなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより買主に損害が生じても、売主は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項の規定に基づき売主が解除したものとみなす。
- (1) 買主について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
- (2) 買主について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
- (3) 買主について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等
- (違約金)

第8条 売主は、前条の規定により契約を解除した場合は、違約金として引取りしなかった売買物品の重量に契約単価を乗じた金額、又は売買代金の100分の5に相当する額を違約金として買主から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第9条 売主は、第7条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として買主から徴収する。

(権利義務の譲渡)

第10条 買主は、売買物品の引渡し前、この約定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(個人情報の保護)

第11条 買主は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1の「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 買主は、この契約による事務を処理するに当たっては、別記2の「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、売主と買主とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、売主及び買主が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 青森県知事 宮 下 宗一郎 印

買主

印

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所（工場及び発注者の指示又は承認がある場合にあっては、当該指示又は承認に係る場所を含む。）において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別記 2

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第 1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第 2 発注者は、受注者（第 1 号から第 6 号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。第 5 号及び第 6 号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第 3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

入 札 書

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(委任代理人

印)

不用物品の売払いに係る制限付き一般競争入札について、下記のとおり入札致します。

品 名	規 格	数 量	単 価 (税込)
古 紙	古新聞類 ミックス系古紙 ダンボール 上質系古紙	1 kg 当たり	¥

注 単価は消費税及び地方消費税(税率10%)を含めた金額(小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を記載するものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和 7 年 2 月 2 8 日
品 名	古紙
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和7年2月28日付けで公告した不用物品の売払いに係る制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 古紙

2 業者番号

(業者番号:)

3 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

4 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 県内に本店を有していること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

5 添付書類

- (1) 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (2) 古物商許可証又は一般廃棄物処理業(収集運搬)許可証の写し

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青会管 第 号
令和 年 月 日

殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった不用物品の売払いに係る制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

1 品 名 古紙

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 不用物品（古紙）の売払い

入札（見積り）期日 令和7年3月17日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 出納局会計管理課入札室